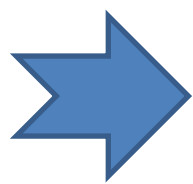


特別養護 老人ホーム

食費・居住費 負担増に！



自己負担 軽減策を！

2015年4月以降入所者		要介護1・2
施設名 住所	対象 人数	現状
浦安愛光園 高洲9-3-2	1名	特例入所該当のため引き続き入所
うらやす 和楽苑	1名	特例入所該当のため引き続き入所
当代島	1名	老人保健施設へ
2-14-2	1名	在宅へ

特別養護老人ホーム(以下「特養」)は、病気や障がい、寝たきりや認知症などによって在宅での生活が困難な高齢者が入居できる介護施設として浦安市でも入所希望者が多く、新たな施設の整備で待機者解消を求めるところが多い状況です。

ところが、国は2015年4月から、特養の入所条件を「要介護3以上」に制限する厳格化を強行するなど、家族に介護の重荷を強いる改悪を実施しています。

市では2015年4月以降に入所された方で要介護4から2に変更となるなど、要介護1、2に変更となった方が4名おり、そのうち退所者が2名いることが日本共産党の質問で明らかになりました。

入所要件改悪で
2名退所に！

昨年度、特別養護老人ホームの入所要件などが改悪され、7月の参院選が終わった翌月から施設利用者へ新たな負担増となった人たちが生まれています。

9月議会の一般質問では利用者への負担軽減などを求めました。

16.6%の利用者が
2倍の負担増に！

介護保険サービスを利用した際の利用者負担は、所得にかかわらず1割負担となっていました。2015年8月から一定以上の所得がある65歳以上の方は、利用者負担が2割に改悪されています。

これに伴い市は要介護(要支援)認定者3550名に、負担割合をお知らせする「介護保険負担割合証」を送付しており、そのうち2割負担の対象者は16.6%、591名に影響しています。

非課税年金(遺族年金、障害年金)者への負担増も

施設入所の低所得者に対して食事居住費の負担軽減を行う「補足給付」が申請にもとづき実施されています。この制度も昨年8月から改悪され、本人が非課税世帯という要件に加えて「預金等が1000万円(配偶者があれば2000万円)以下」「配偶者も非課税世帯」の要件が新たに加えられ実施されています。

今年8月からは、非課税年金(遺族年金、障害年金)も収入として算定されています。

市の補足給付の対象者は323名です。制度改悪によって、今年8月より利用者負担段階が第2段階から第3段階に移った方は34.9%、113名に影響しています。

※裏面に居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)掲載

週刊
市議会報告 日本共産党

2016年10月31日
第1390号

【発行】
日本共産党
浦安市議団
☎&FAX
350-1243



市議会議員
元木美奈子

入船 4-37-14
☎355-8526
minamotonton@jcom.home.ne.jp



市議会議員
美勢麻里

北栄 2-3-16-203
☎354-9269
m5mise@jcom.home.ne.jp

費用負担による 生活圧迫の 実態を把握して！

日本共産党が費用負担の軽減を求めたところ健康福祉部長は「そもそも在宅サービスと施設サービス、利用者負担に格差があっただろう、在宅であっても居住費・食費はかかる、その部分、施設サービスでより優遇されていたんだろう。結果的に居住費・食費が自己負担となりましたけれども、制度改正で今まで差があったものを戻した、負担を同じようなものにしたということなので市として軽減策を行う考えはありません」などと住民の実情を理解していない大変冷たい答弁でした。

食費・居住費は 保険給付の対象！

食費と居住費は、2000年の介護保険発足時は保険給付の対象でした。

2005年の制度改悪で保険給付から除外されましたが、国民の批判の高まりをうけて、低所得者に軽減策（補足給付）をとることにしたものです。

生活実態を掴み 軽減策を！

生活実態を把握して対応するよう求めたのに対しては、相談を受けている中で実態を掴んでいるとされています。

国へ要望を！

国へ対して市民の実情を伝え要望してほしいと求めたことについては「給付が拡大していけば保険料を上げるか税負担しかない」「一定程度いたし方ない妥当な政策」などと答え、住民要求に向き合おうとしませんでした。
市民が安心して浦安市を終の棲家と考えることができるよう、今後も改善を求めていきます。



利用者負担段階		居住費				食費
		従来型 個室	多床室	ユニット 型個室	ユニット 型準個室	
第1段階	・生活保護受給者の方等	490円	0円	820円	490円	300円
	・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	(320円)				
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	490円	370円	820円	490円	390円
		(420円)				
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、上記2段階に該当しない方	1310円	370円	1310円	1310円	650円
		(820円)				

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した額。